

立木公売公告の一部訂正について

令和7年6月30日付けの立木公売公告について下記のとおり訂正します。

令和7年7月9日

分任契約担当官

網走西部森林管理署 佐野 由輝

記

【訂正箇所および内容】

別紙のとおり

【誤】

知徹底すること。

6 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 当署では除雪等の対応は行わないことから、必要な場合は買受人の負担において行うこと。
- (6) 林道保護のため、各年4月上旬から5月下旬までの期間は原則運材を停止すること。

※1号物件のみ適用

- (7) 道道592号線（湯里生田原停車場線）を使用する際は、破損等を防ぐために細心の注意を払い取扱いすること。

【正】

知徹底すること。

6 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 当署では除雪等の対応は行わないことから、必要な場合は買受人の負担において行うこと。
- (6) 林道保護のため、各年4月上旬から5月下旬までの期間は原則運材を停止すること。

※1号物件のみ適用

- (7) 道道592号線（湯里生田原停車場線）を使用する際は、破損等を防ぐために細心の注意を払い取扱いすること。また、冬期期間（例年11月下旬から翌年5月下旬まで）通行止めとなることから、除雪及び通行に関してオホーツク総合振興局網走建設管理部へ手続きしたうえ使用すること。